

# 大村市政だより

## 人口の動き

(6月末日現在)	前月比
人口	55,505 (+30)
{男	28,576 (+39)
女	28,829 (△9)
世帯数	12,444 (△3)
転入	417 出生 76
転出	428 死亡 35

昭和33年4月22日第三種郵便物認可 毎月3回1日・10日・20日発行 定価1部5円  
発行所 大村市役所 編集人 総務課長 南野鹿松 印刷所 つじ印刷所

## 給付費の増加で

### 苦しい国保事業のだいどころ

国民健康保険事業は市民が明るく健康な生活をおくるために大切な事業でまた大きな役割をはたしています

この事業は国民健康保険に加入しているみなさんが納めている保険税と国庫補助金で運営されていますが、この保険税が今年からいくらか高くなります

では、どうして高くしなければならぬのでしょうか

### 医療費も受診率も高くなっている

社会状況の変化(物価の上昇など)で医療費は年々増加し、被保険者であるみなさんの病院にかかる割合も高くなっています

また、世帯主の七割給付もあって、市から病院に支払はなければならない給付費もだんだん多くなつてきています

この給付費は国からの補助金と保険税でまかなわれているものです

### 保険税の総額と税額

保険税は被保険者が一年間にどれくらい病気になるか、医療費がどれくらい必要かというところが大きな基礎となり、このほかに助産葬費、はりきゆう施術などの費用をくわへ、さらに国庫補助金などの収入を見こんで

算定されたものが保険税の総額になります

したがって、医療費や病院にかかる率が高くなると保険税の総額もふえてきます。この総額を各世帯別に所得割、均等割平等割などで算定してみなさんの納入する税額が決定されるわけです

### 三十九年度の保険税

三十八年度は九月から

医療費地域差別の徹底、

十月から世帯主の七割給付を実施しましたが、これらによる給付費の増加分は国庫補助金の増額分と前年度からの繰越金によってようやく増税をしなくて済みました

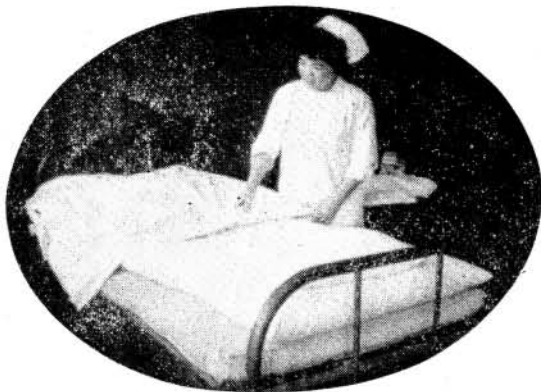
しかし、三十九年度は年間分の支出となりますので、どうしても一人当年間平均三百十円を増額しなければならぬとなりました

市ではできるだけ被保

険者みなさんの負担額が少なくてすむように国庫補助金の増額を要求しています

また被保険者の負担をなくするため、家族の七割給付をできるだけ早く実施する予定です

保険税の収入率が国保事業の運営に大きな影響をあたへますので、納期内に必ず納入されますようお願いいたします



## 入院のときの寝具は 病院に用意しています

市立病院では6月1日から基準寝具の制度を採用しています。いまでは入院するとき自宅から寝具をもって入院しなければなりませんでした。この制度の採用によって寝具は一切病院で用意しますので、入院のときの手数がはぶけ、気軽に入院できるようになりました。また敷布やマクラカバーなどは1週間に1回は取りかえるようにし、もしよごれた場合は申し出によって取りかえますので非常にきれいです。1日に個人が負担する費用は42円です。

寝具の1揃い—敷ふとん、掛ふとん、毛布、マクラ各1枚、敷布1枚、包布2枚(掛ふとん用、毛布用)マクラカバー1枚

# みんなを防ごう

## 水死・性犯罪 子供の不良化

水死事故をなくそう

皆さんのご協力で昨年は市内では水の犠牲者がでていません。これはお互が「自分の子」人の子」と差別ない愛の手をさしのべたからでしょう。

今年もよく教へてかわい子供さんを水の事故から守りましょう。

### 幼児の場合

①幼児だけで海や川や用水地の近くでは遊ばせない。



②いそがしくても子供の遊びを見てやる。

### 小学生の場合

①泳ぐ場所を選んでやる

②おなかのすいているとき、食事の直後には泳いではいけないうことを教へる。

③腰たけ以上の深さの所へ行かせない。

### 中、高校生の場合

①この年代になると自分の力を過信して危険なところへわざわざ行く無謀さが見られる。

②体の調子が悪いのを無視したり、準備運動をおこたることが多くなるので十分注意する。

### 大人の場合

「若いときは」の自信

は通用しないことを反省する。

### 夏は性犯罪が多くなる

昨年四月から今年の四月までに婦女にいたずらした事件が市内で十六件も発生しています。

①だれかがどこかでねらっています。暗い夜道はさげましょう。

②はでな、開放的な服装はできるだけつつしみます。

③のぞきみも多くなりますとくに寝室、風呂場などお互に注意して性犯罪をなくするようにし、室内

なことをのびす。

これから夏休みの時期をひかえ、七月中を「子供を交通事故から守る運動月間」として、県民運動が行なわれています。

市でもこの運動を市民のみなさん方に十分認識していただくために、婦人会、学校、町内会、教育

委員会、警察、PTAなどあらゆる機関を通じてこの運動を進めています

しかしなにより大事なことは日頃から交通のきまりをしつけることが大切です。

子供たち自身に交通安全にたいする自覚がなく交通規則を守る習慣が身

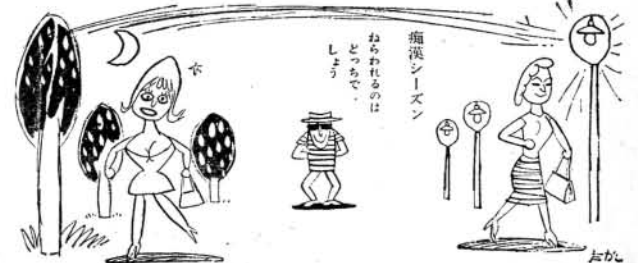
夜間外出や、夜遊びに注意して少年の不良化を防ごう

夏休みにはいと生活が不規則になり、夜の催物が多くなるので夜遊びのくせがつきがちです。

①遊びがけがつくと金使いがあらくなり、金品を持ち出すようになるので小使いの使い方に注意する

②どんな友達と遊んでいるかを知るには子供をしつけて行く上に大切です。

③うるさかったり、おこつたりせず、忙がしくとも子供と一緒に遊んだり、話し合ったりする家庭を作ることが大切です。



は暗く、外は明るくしましょう。

についてなければいつ愛児の身の上にとびかかってくるかもわかりませんそのためにはおとな自身がよく知ることが大切でこの運動月間を機会にお互が関心と自覚を高め、子供の交通事故をなくしたいものです。

**実弾射撃**

陸上自衛隊では8月中の実弾射撃をつぎのとおりに行ないます。

実施場所=池田射撃場

実施日程=3日~8日 10日~15日  
17日~20日 24日~29日



横断するときは手をあげて

国道の松並交差点で、右手を高くあげて道を横きるれんしゅうをする子供たち

- ① できるだけ道路の端を 一列になって歩くこと
- ② 坂の頂上や曲がりかど 交差点ではとくに気を つけること。
- ③ 細い横道から飛びだし くる車に十分気をつけ ること。
- ④ 道路を歩きながらふざ けたり、追いかけてこつ こをしたりして車道に 飛び出ないようにする

歩道、車道の区別のな い道路では 歩行者は道路の右側を 歩かなければなりません。

① できるだけ道路の端を 一列になって歩くこと

② 坂の頂上や曲がりかど 交差点ではとくに気を つけること。



- ⑤ 横断歩道をわたるときは
- ★立ちどまって右と左をよくみて、安全を確かめ、手をあげてわたること。
- ★できるだけ車の切れ目をみはからってわたること。

- ★途途中でわたってひきかえさないこと。
- ★横断歩道のない道路を横ぎるときは
- ★車のこないときを見はからって、
- ★右と左をよくみて、
- ★まっすぐわたること
- ★手をあげて車に合図すること。
- ★こんなことが一番危険です
- ★車の直前や直後を横断すること。
- ★車は急ブレーキをかけてもすぐ停止できません。だから車のすぐ前を横断することは非常にあぶないのです。
- ★また停まっている車のすぐ前やすぐ後ろから

ブレーキをかけてから車のとまるまでの距離

時速40キロで走っている車 ……約16.5メートル

時速50キロで走っている車 ……約23.9メートル

時速60キロで走っている車 ……約32.9メートル

“みんなのための交通規則”

歩道、車道の区別のある道路では

① 車の出入口に気をつけること。

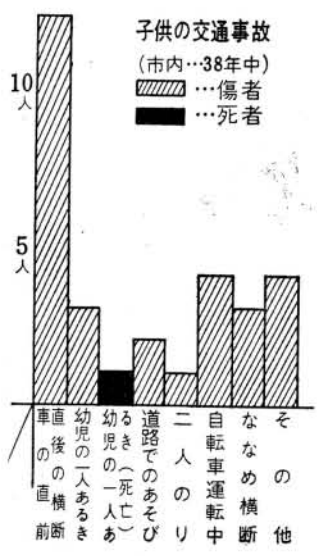
② 人ごみをかきわけて歩くことはいけな

③ 年よりや小さい子供には気をつけること。

④ 友だちとおしゃべりしながら道いっぱいにひろがって歩くことは他人の迷惑になること。

道路での禁止行為

- ① 幼児(六才以下)をひとり歩きさせないこと。
- ② 道路で遊ぶこと。ボール投げやローラスケート、縄とびをしている子供がまだ多いようです
- ③ 道路に物を置くこと。とくに歩道の占有が多いようです。お互いに広く使うように心がけましょう。
- ④ 道路へのとび出しは危険とくにお母さんはよく注意してください。



★道路のななめ横断。ななめにわたるとそれだけ時間がかかり危険にさらされる時間がながくなります

★横断中にまんなでうろろすること。

いきなり飛び出すことも危険です。「車のかけに車あり」ということを忘れてはなりません

おしらせ O s s i r a s s e おしらせ O s s i r a s s e

中小企業振興資金の  
申込を受け付けます

- ▽受付期間 七月二十二日から二十八日まで
- ▽受付場所 商工会議所
- ▽申込資格

- (1)市内に住所・店舗を持ち原則として一年以上事業を営む中小企業者
- (2)製造業、卸小売業、建設業、運輸業、サービス業で運転及び設備資金に使用する者。

(ただし、才一回に融資を受けた者を除く)

- ▽貸付条件
- (1)金額 一件 五十万円以内
- (2)融資期間 運転一カ年、設備二カ年以内
- (3)利率 日歩二銭三厘
- (4)保証人 連帯保証人 二人以上
- (5)返済方法 分割払
- (6)保証料 五厘以内

立入調査

西三城から杭出津までの都市計画街路を作るための立入調査を行ないます。

- ▽区域 杭出津郷字 辻田、原小路、藤崎、乾馬場郷字 佐古の川、池田
- ▽期間 七月から十二月まで

サイレンがなったら  
帰りましょう

七月二十一日から子供さんを夜あそびさせないため一分間サイレンをなつたらお互いに注意しあつて必ず家に帰るようになつておきましょう

▽八月十五日までは午後八時

▽八月十六日からは午後七時三十分

今月の納期

つぎの税金と保険料は今月いっぱい  
に納めなければならぬことになって  
います。まだ納めていない方は早く納  
めてください。

- 市県民税……1期
- 国民健康保険税……2期
- 国民年金保険料……4 5 6月分

- ▽申込書類 信用保証委託書 二部 (設備資金の場合は計画書と図面など添付のこと)
- ▽受講料 八百円

保母試験のための講習会  
保母試験を受けられる方  
のための講習会がござい  
のとおり行なわれます。

市県民税、国民健康保険税の  
納税通知書を郵送しました

昭和三十九年度の市県  
民税、国民健康保険税の  
納税通知書は、七月十五

- ▽期間 八月三日から八月八日まで
- ▽場所 佐世保市三浦町長崎県立短期大学
- ▽受講の手続 七月二十五日までに長崎県社会福祉協議会(長崎市上町一)へ申し込むこと

おなくわしいことは市の  
福祉事務所へおたず  
ねください。

日郵送しましたので、通  
知書が届かなかつたり、  
ご不審の点がありましたら  
すぐに市課税課各出  
張所に申し出てくださ  
い。納税通知書には課税の説  
明をくわしく書いてあり  
ますので、うらまてよく  
読んでください。

夏休みの  
読書の大会

たのしい夏休みの読書  
研究大会をひらきます。  
お子さまがお父さまお

民踊の講習会

たのしい民踊講習会をひ  
らきます。  
どうぞおさそいあわせお  
いでください。

とき 7月25日  
午後1時30分から  
午後5時まで

ところ 中央公民館ホール

対象 市民一般男女  
講師 石橋輝興先生

民踊の内容

- ①日本音頭
- ②さあさ踊ろう
- ③よさこい節
- ④三原やっさ

母さまがた、おさそいあ  
わせおいでください。  
とき 七月三十日九時か  
ら十一時半まで

この調査は毎年行なつて  
いるもので、選挙人名簿  
農地関係許可申請、耕作  
権などの諸証明などの基  
礎資料とするためのもの  
です。

- 出演者 竹松、松原、福重、萱瀬地区の子どもさん方 甲野幸人先生 笹村宣弘先生

耕作地の調査

八月一日現在で耕作地  
の調査を行ないます。

少年少女ゴムボート大会

市の事業課では才二回  
の少年少女ゴムボート大  
会を行ないます。  
このレースに参加できる  
のは満五才から小学校六  
年までの子供で、二人一

組で出場します。  
なお、保護者が必ずついで  
きていいることも必要で  
す。  
開催日 八月二日  
受付 当日九時から